

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名： 鏡石町役場

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.5 %
全職員	61.1 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	— %
本省課室長相当職	95.8 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97.5 %
係長相当職	94.9 %

#### (3) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	93.0 %
26～30年	96.1 %
21～25年	93.1 %
16～20年	100.3 %
11～15年	88.2 %
6～10年	92.5 %
1～5年	103.2 %

#### 【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職の区分には、女性の職員がいないため。
- ・勤続年数36年以上の区分には、女性の職員がいないため。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。